

さぬき水田営農だより



第92号（発行日）令和2年12月18日（発行）香川県農業再生協議会水田部会（事務局）香川県農業協同組合中央会

香川県の米の生産振興に向け、令和3年産の主食用米の「生産の目標」を決定



●香川県における「生産の目標」

本県の主食用米の作付面積は、近年、大幅な減少が続いており、産地としての生産量の確保や水田農業の維持のため、作付の確保が必要な状況となっています。

そのため、香川県農業再生協議会では、主食用米の生産量の確保に向けた目指すべき水準として、「生産の目標」を設定し、生産・販売の方向性など、生産者の皆さんに情報提供しながら、需要に応じた作付推進を図ることにしました。

「生産の目標」の設定にあたっては、全国の需給見通しを踏まえ、県産米の需要・販売動向や前年の作付実績などに基づき、県全体及びJAの各地区営農センター単位で設定しました。

香川県の米生産は正念場が続いている。この「生産の目標」の達成を目指して、生産者の皆さんには、より一層の積極的な作付と適切な栽培管理による収穫量（生産量）の確保をお願いします。

●令和3年産の主食用米の「生産の目標」

※（）の数値は生産の目安

県全体・地区営農センター (市町)	生産の目標			【参考】 令和2年産(10月現在)		【参考】 令和元年産(実績)	
	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	向き	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)	面積 (ヘクタール)	生産量換算値 (トン)
県 全 体	12,600	62,496	↖	*(13,000) 11,600	*(64,480) 57,500	*(13,010) 12,000	*(64,530) 56,500
大 川 (さぬき市、東かがわ市)	2,015	9,994	↖	1,923	9,427	1,929	8,980
中 央 (高松市、三木町、直島町)	3,248	16,110	↖	2,891	14,510	3,061	14,590
小 豆 (土庄町、小豆島町)	97	481	↖	92	417	100	430
綾 坂 (坂出市、宇多津町、綾川町)	1,455	7,217	↖	1,344	6,561	1,371	6,356
仲多度 (丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町)	3,060	15,178	↖	2,717	13,477	2,892	13,623
三 豊 (三豊市、観音寺市)	2,130	10,565	↖	2,052	10,065	2,114	9,847
豊 南 (観音寺市)	595	2,951	↖	581	2,850	576	2,683

注1)「生産の目標」の生産量換算値(トン)は、全て県の平年収量496kg/10aにより算定。向きは、前年実績に対する増減を示す。

注2)【参考】の令和2年産及び令和元年産は、農業共済引受面積を基に農業生産流通課で換算した数値。

なお、県全体の数字は農林水産省統計公表値、ラウンドにより各地区営農センター合計とは一致しない。

●主要品種の生産の方向性

品種名	流通・販売状況と生産の方向性 (JA香川県取扱より)
おいでまい	約65%が県内向けに家庭用米として流通され、学校給食でも使用されています。良食味を維持しつつ、品質の向上に努め、香川県を代表するオリジナル米として、販売動向をみながら作付面積・生産量を増加させていきます。
コシヒカリ	約85%が県内向けに流通し、家庭用米の定番となっています。県内を主体に需要はありますが、麦との二毛作を踏まえた水稻の中生品種や業務用途向けの主食用多収品種へ転換を図ることから、作付面積・生産量を減少させていきます。
ヒノヒカリ	約65%が関西圏など県外向けに流通し、主に業務用途での需要が多くなっています。需要に応じた生産を進める必要から、作付面積・生産量を維持・増加させていきます。
あきさかり	大川、中央、綾坂、豊南地区を中心に導入されています。導入間もないことから、今後は販売動向や生産状況をみながら増加させていきます。

●JA香川県各地区営農センターの主要品種の方向性

地区 営農C	主要品種・作付順 (下線はR2年産作付最多)	生産の方向性	
		作付面積	品種構成比率
大 川	コシヒカリ あきさかり、ヒノヒカリ	全品種作付け増加 あきさかり中心	コシヒカリは構成比率を極力減らす。 ヒノヒカリは維持。あきさかりは維持～増加させる。 あきさかりはコシヒカリからの転換で増加させる。
中 央	ヒノヒカリ コシヒカリ、あきさかり	全品種作付け増加 現状の品種構成維持	コシヒカリは構成比率を極力減らす。 ヒノヒカリ、おいでまいは維持～増加させる。 あきさかりは維持。
小 豆	コシヒカリ ヒノヒカリ	全品種作付け増加	コシヒカリ、ヒノヒカリとも構成比率を維持。
綾 坂	コシヒカリ ヒノヒカリ、おいでまい	全品種作付け増加 綾川はおいでまい、坂出はヒノヒカリ中心	コシヒカリ、ヒノヒカリ、あきさかりは維持。 おいでまいは維持～増加させる。
仲多度	おいでまい コシヒカリ、ヒノヒカリ	全品種作付け増加 あきさかり、ヒノヒカリ中心	短期コシヒカリの構成比率を減らしていく。 ヒノヒカリ、おいでまいは維持～増加させる。 あきさかりは短期コシヒカリからの転換で増加させる。 オオセトは維持。
三 豊	ヒノヒカリ コシヒカリ、オオセト	全品種作付け増加 あきさかり、ヒノヒカリ中心	コシヒカリ、ヒノヒカリは維持～増加させる。 オオセトは一定量を維持。 あきさかりは施設での荷受を進め、増加させる。
豊 南	コシヒカリ あきさかり、ヒノヒカリ	全品種作付け増加 あきさかり中心	コシヒカリは維持。 あきさかり、ヒノヒカリは維持～増加させる。

香川県水稻の生産振興方針

県農業再生協議会では、平成30年産の米政策見直し以降、主食用米の「生産の目標」を決定するとともに、県産米の生産状況、需要動向や販売戦略を踏まえ、今後の水稻生産、水田の有効活用による水田農業の振興に向けた方針を策定しています（平成29年12月19日策定）。

◎県産米の作付面積の確保と一層の売れる米づくりの推進、国内外の需要に的確に対応した生産・供給を図るため、以下の3点を重点的に取り組みます。

- 二毛作を基本とした米作付面積(県産米の生産量)の確保
- 「おいでまい」を核とした県産米の戦略的な生産
- 多収品種の導入等による業務用米の生産拡大

追加配分に伴う 令和2年度 産地交付金の助成単価の見直し

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国からの配分の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定しています。

令和2年度の産地交付金については、当初1回目の配分額として9割が交付されており、今回、2回目の配分が行われました。2回目の配分により、上限単価を設けていた品目について見直しを行い、全て当初額から最高額の上限単価（赤字の金額）に改めます。



●具体的な用途

	主な内容 (※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。)	2年度の交付単価 (10a当たり)
多様な水稻の生産拡大	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が新規需要米【飼料用米、米粉用米、WCS用稻】に取り組んだ面積に対して加算	14,000円 ←当初12,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が飼料用米及び米粉用米の「多収品種」に取り組んだ面積に対して加算	18,000円 (非担い手は12,000円)
加工用米の作付面積に対して加算 (※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上へ取り組むことが必要です。)		12,000円
麦・大豆の生産振興	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした麦の面積に対して加算 (※畠地の場合は、産地交付金の対象から除外。)	4,000円 ←当初3,600円
	さらに法人格を有する場合は加算	+2,000円 ←当初+1,800円
	さらに「さぬきの夢2009」、「イチバンボシ」を作付した場合は加算	+2,500円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)等が「二毛作」で作付けした麦の面積に対して加算	15,000円 ←当初13,500円
担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が作付けした大豆の面積に対して加算		12,000円
園芸作物等の生産振興	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物など、地域の主要品目の作付面積等に対して助成 ※詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に設定
その他	そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策を実施することが必要です。	20,000円
	担い手(集落営農、認定農業者、認定新規就農者)が実施した「新市場開拓用米(輸出用米等)」の面積に対して助成 ※主食用米等とは別管理とし、実需者との契約が必要です。	13,500円 ←当初11,500円

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

※上記の交付金は、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

「おいでまい」今年の暑さで本領発揮し、1等米比率向上!!

記録的な猛暑の夏であった本年、水稻にとっても過酷な状況でした。8月上旬～9月上旬にかけてかなりの高温となり、米が充実する時期（登熟期）が重なった品種は、品質低下が目立ちました。

そんな中、香川県農業試験場で、温暖化に対応し登熟期の高温に強い品種として育成された「おいでまい」は、品種特性を発揮し、他の品種と比較して高い1等米比率となっています。

JA検査1等米比率

(R2.11.30現在)

	コシヒカリ	あきさかり	ヒノヒカリ	おいでまい	全体
R2	9.3%	9.9%	8.0%	71.5%	18.5%
(参考)R元	2.7%	51.2%	11.1%	64.3%	21.9%

注)R2産は、カントリーエレベーターの実績含まず。

R元産は、R2.3.31現在(R2.4.30公表値)。



「おいでまい」シンボルマーク

いまさら聞けない「おいでまい」事情

平成25年から本格栽培が開始された「おいでまい」ですが、色々な噂を聞くけど…



「おいでまい」は、暑さに強いとは聞くけど、食べておいしいの?

客観的な評価として、一財)日本穀物検定協会が全国規模で実施している米の食味ランキングで、四国で初めて最高ランクの「特A」評価を受けました。その後も、3回の「特A」評価を受けています。



「おいでまい」は、いもち病に弱いって聞くけど?

いもち病に対する強さは、「ヒノヒカリ」と同等で、「やや弱い」という評価です。特に、いもち病が発生が多い地域では、地域の栽培しおりに基づいた薬剤防除を適正に行う必要があります。



「おいでまい」は、カントリーエレベーターのふるい目が1.85mmだと聞くけど、歩留まりが悪くなるのでは?

年次変動はありますが、他の品種と比較して、大幅に歩留まりが悪くなることはありません(1.85mm～1.90mm幅に粒が多く分布しており、1.85mmでふるうと1等米になる可能性が高い)。1等米比率が高くなることで、手取りの向上が期待できます。また、品質が良いものを出荷することで、持ち分数量は多くなりますので、高品質化を目指しましょう。



「おいでまい」を拡大すると、助成金をもらえると聞いたけど?

「おいでまい」を前年産より10a以上拡大し、なおかつ主食用米合計面積も10a以上拡大した場合に拡大面積に応じた助成(2,000円以内／10a～)があります。農業共済への加入など、いくつか要件がありますので、詳しくは、水田営農だより89号で確認してください。



「生産の目標」における、各地区での品種の方向性なども考慮して、個々の状況に適した品種を作付けしましょう!!

地域農業の将来について考えてみませんか

人・農地プランの実質化を進めています。

「後継者がいない」、「誰が地域の農地を守るのか」、「集落営農がしたい」、「基盤整備を行いたい」、「農地を誰かに預けたい」など地域の農業の問題について、地域で話し合いをして将来の方針を定めることが重要です。

このため、現在、各市町では農業委員会等関係機関と連携し、各地域において話しを行い、その結果をまとめた『人・農地プランの実質化』を進めています。

人・農地プランの実質化の取組みの流れ

**地域の人・農地の現況等についてアンケート
(農業委員会の戸別訪問等)**

**アンケート結果をもとに地図を作成
(農業者の年齢及び後継者の有無など)**

**集落での話し合い
(地図をもとに現状の把握、課題の共有)**

**地域農業の将来方針を決定
(人・農地プランの実質化)**

「人・農地プラン」の実行

～話し合いの結果がまとまつたら～

農地を預けたい方・農地を預かりたい方は …

お住まいの市町農業委員会又は農地機構（各市町農業委員会に農地集積専門員が駐在）

集落営農や後継者問題は … お住まいの市町又は農業改良普及センター又はJA香川県

基盤整備等の相談は …… お住まいの市町又は土地改良事務所

にご相談ください



人・農地プランを実現するために、農地の貸借や新規就農の支援策をご活用ください

●農地の貸借に対する支援

事業名	事業内容	助成内容	担当
農地集積補助金交付事業	農地機構から新たに農地を借り受ける担い手（認定農業者、認定新規就農者等）を支援	新たに借り受けた面積に応じて、10a当たり2万円を交付（経営規模が20ha以上の場合は1万円）	県農業経営課 市町農業担当課
地域集積協力金交付事業	農地機構に地域内のまとまった農地を貸し付け、担い手に集積した地域を支援	地域の農地の機構活用率に応じて、10a当たり1.0万円～2.8万円を交付	県農業経営課 市町農業担当課
経営転換協力金交付事業	農業経営をリタイアし、農地機構に10年以上農地を貸し付ける農業者を支援	機構へ貸し付ける面積に応じて、10a当たり1.5万円を交付	県農業経営課 市町農業担当課
農地集積設備導入支援事業	担い手（認定農業者、新規就農者等）が農地機構を活用して経営開始又は規模拡大等をする場合に必要な設備・資材の整備を支援	事業費の1／3以内（上限30万円）	農地機構

●新規就農者に対する支援

事業名	事業内容	助成内容	担当
農業次世代人材投資資金	就農前の県農業大学校での研修期間（準備型）や就農後経営を確立するまでの期間（経営開始型）の資金を支援	・準備型：研修生に年150万円交付（最長2年間） ・経営開始型：認定新規就農者に年150～120万円交付（額の変動あり）（最長5年間）	県農業経営課 市町農業担当課
経営発展支援事業	認定新規就農者等の農業用機械・施設の導入や遊休施設等の整備に係る経費を支援	1／3以内（上限200万円、栽培管理用施設は上限400万円）	県農業経営課 市町農業担当課

※上記支援策は令和2年11月時点のものです。今後変更される場合があります。

各種支援策については、各市町農業担当課または県農業改良普及センターにお問合せください

「改正種苗法」における「自家増殖の制限」について

●「自家増殖の制限」について（令和4年4月1日施行）

改正種苗法では、登録品種の「自家増殖」（農業者等が自らの農業経営のために、種子や苗をつくり、次作に利用すること）が「許諾制」となります。それ以外の一般品種は適用外です。**※一律禁止ではありません。**

国によると、この許諾は、団体等がまとめて手続きできるようにして、農業者の事務負担が増えないようにするとされています。

登録品種とは、種苗法に基づき品種登録した品種（例：おいでまい、さぬきゴールド、さぬき姫）
一般品種とは、在来種や品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種

●そもそも「種苗法」とは？

種苗法は、特許法と同じ知的財産法の一部で、植物の新品種を「品種登録」することで、特許権と同じように新品種を育成した者に、その品種を独占的に利用する権利が一定期間（25年又は30年）与えられます。

【お問い合わせ先】

香川県農業生産流通課（果樹・オリーブグループ） Tel(087)832-3420

※農業者等が自分で増殖した登録品種の種子や苗を第三者に譲渡することは、

自家増殖の範囲を超えた利用で、事前に育成者権者の許諾が必要な行為なのでご注意ください。

（本号は「これから始める水稻栽培」のコーナーはお休みです。）



お問い合わせ先
内
容
に
関
わ
る

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課 TEL : 087-825-2503
香川県農業協同組合 営農部農産販売課 TEL : 087-818-4109
香川県 農政水産部 農業生産流通課 TEL : 087-832-3418
香川県農業再生協議会ホームページ <https://www.saiseikyo-kagawa.jp/>

お詫び

県農業再生協議会のホームページが一時的にご利用できない状態でしたが、現在、上記のとおりホームページアドレスを変更し、復旧しております。大変ご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。